

令和2年 9月 9日開会
令和2年 月 日閉会

宮古市議会定例会令和2年9月定例會議議案

(1)

2分冊の2

議 案 目 次

議案番号	件 名
議案第9号	宮古市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
議案第10号	宮古市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
議案第11号	宮古市地域創生センター条例
議案第12号	宮古市川井地域バス条例の一部を改正する条例
議案第13号	宮古市乳幼児、小中学生、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例
議案第14号	宮古市学校施設設備基金条例の一部を改正する条例
議案第15号	宮古市立学校条例の一部を改正する条例
議案第16号	宮古市教育研究所設置条例の一部を改正する条例
議案第17号	高浜地区道路整備（その1）工事の請負契約の締結に関する議決の変更に関し議決を求めるについて
議案第18号	崎山松月線道路改良工事の請負契約の締結に関し議決を求めるについて
議案第19号	財産の処分に関し議決を求めるについて
議案第20号	損害賠償請求に係る和解に関し議決を求めるについて

議案第21号	公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
議案第22号	市道路線の廃止について
議案第23号	市道路線の認定について

議案第9号

宮古市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

宮古市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年宮古市条例第50号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(防疫作業手当)</p> <p>第4条 防疫作業手当は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第1項に規定する感染症（四類感染症を除く。）、検疫法（昭和26年法律第201号）第2条に規定する検疫感染症、狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第2条第1項及び第2項に規定する狂犬病並びに家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条第1項に規定する家畜伝染病で規則で定めるもの（以下「感染症等」という。）の防疫に従事する職員が感染症等が発生し、又は発生するおそれがある場合において、感染症等の患者若しくは感染症等の疑いがある患者の救護若しくは感染症等の病原体に汚染された物件若しくは汚染の危険がある物件の処理作業に従事したとき、又は感染症等の病原体を有する家畜若しくは感染症等の病原体を有する疑いのある家畜に対する防疫作業に従事したときに支給する。</p>	<p>(防疫作業手当)</p> <p>第4条 防疫作業手当は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第1項に規定する感染症（四類感染症を除く。）、検疫法（昭和26年法律第201号）第2条に規定する検疫感染症、<u>結核</u>、狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第2条第1項及び第2項に規定する狂犬病並びに家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条第1項に規定する家畜伝染病で規則で定めるもの（以下「感染症等」という。）の防疫に従事する職員が感染症等が発生し、又は発生するおそれがある場合において、感染症等の患者若しくは感染症等の疑いがある患者の救護若しくは感染症等の病原体に汚染された物件若しくは汚染の危険がある物件の処理作業に従事したとき、又は感染症等の病原体を有する家畜若しくは感染症等の病原体を有する疑いのある家畜に対する防疫作業に従事したときに支給する。</p>
2 [略]	2 [略]
附 則	附 則
<u>(施行期日)</u>	
1 [略]	1 [略]
<u>(経過措置)</u>	
2・3 [略]	2・3 [略]
<u>(新型コロナウイルス感染症に対処するための防疫作業手当)</u>	
4 職員が、 <u>新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）の患者又は新型コロナウイルス感染症に感染している疑いのある者（臨床的特徴等から新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる者及び新型コロナウイルス感染症の患者と濃厚接触をした者をいう。）（以下これらを「患者等」という。）が存する病院、診療所、宿泊施設等の内部又はこれらに</u>	

準ずる区域として規則で定めるものにおいて、新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であって規則で定めるものに従事したときは、防疫作業手当を支給する。

5 前項の手当の額は、従事した日 1 日につき 3,000

円（患者等の身体に接触し、又は患者等に長時間にわたり接して行う作業その他市長がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあっては、4,000円）の範囲内において規則で定める。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の宮古市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例附則第4項及び第5項の規定は、令和2年5月18日から適用する。

令和2年9月9日提出

宮古市長 山本正徳

理由

新型コロナウイルス感染症により生じた事態への対処に係る防疫作業手当について定めようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第10号

宮古市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

宮古市国民健康保険税条例（平成17年宮古市条例第77号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び第26条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、<u>第35条の3第1項</u>又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第26条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p> <p>(短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>9 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合についても準用する。この場合において、前項中「法附則第34条第4項」とあるのは「法附則第35条第5項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「、第35条の2第1項、<u>第35条の3第1項</u>又は第36条」とあるのは「又は第36条」と、「第31条</p>	<p>附 則</p> <p>(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び第26条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第26条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p> <p>(短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>9 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合についても準用する。この場合において、前項中「法附則第34条第4項」とあるのは「法附則第35条第5項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「、第35条の2第1項又は第36条」とあるのは「又は第36条」と、「第31条第1項」とあるのは「第</p>

第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。

32条第1項」と読み替えるものとする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、令和3年1月1日から施行する。

令和2年9月9日提出

宮古市長 山本正徳

理由

地方税法の改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第11号

宮古市地域創生センター条例

(設置)

第1条 市民が生涯にわたって集い学びあえる場を提供し、新たな活動の創出を図り、もって魅力あるまちづくりを推進するため、宮古市地域創生センター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
宮古市地域創生センター	宮古市神林3番1号

(利用の許可)

第3条 センターの貸室を利用し、又は交流ホールを占用して利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の許可をしてはならない。

- (1) センターの目的以外の用途に利用するおそれがあると認めるとき。
- (2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (3) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあると認めるとき。
- (4) その他センターの管理上適当でないと認めるとき。

3 市長は、センターの管理上必要があると認めるとときは、第1項の許可に条件を付することができる。

(行為の禁止)

第4条 センターにおいては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失すること。
- (2) 指定された場所以外の場所にはり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- (3) 指定された場所以外の場所で喫煙し、又は飲食すること。
- (4) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (5) 指定された場所以外の場所に自動車等を乗り入れ、又は駐車すること。
- (6) その他センターの秩序を乱す等管理上支障があると認められる行為をすること。

(利用の許可の取消し等)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第3条第1項の許可（以下「許可」という。）を受けた者（以下「利用者」という。）に対して、当該許可を取り消し、その効力を停止し、同条第3項の条件を変更し、又は行為の中止、原状の回復若しくはセンターからの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反したとき。
- (2) 偽りその他の不正の手段により許可を受けたとき。
- (3) 第3条第3項の条件に違反したとき。
- (4) センターの管理上必要があると認めるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、公益上やむを得ない必要が生じたとき。

(使用料)

第6条 利用者は、別表に定める使用料（以下「使用料」という。）を納付しなければならない。

2 使用料は、許可の際に徴収する。

3 前項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認める場合は、利用の後に使用料を徴収することができる。

(使用料の免除)

第7条 市長は、公益上、社会教育上その他特別の理由があると認める場合は、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(使用料の不還付)

第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 第5条第4号又は第5号の規定により市長が許可を取り消したとき。

(2) 利用者の責めに帰することができない理由によりセンターを利用することができなかつたとき。

(3) その他市長が特別の理由があると認めるとき。

(利用権の譲渡等の禁止)

第9条 利用者は、許可を得た利用の権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第10条 利用者は、その利用を終えたとき、又は利用を停止されたとき、若しくは許可を取り消されたときは、直ちにその利用場所を原状に回復して返還しなければならない。ただし、特別の理由により、市長がその義務を免除したときは、この限りでない。

(秩序保持)

第11条 来場者（利用者以外の入館者をいう。）及び利用者は、センターの秩序保持及び施設の良好な保全に努めなければならない。

2 市長は、センターの管理上適当でないと認めるときは、来場者及び利用者に対し、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

(損害賠償等)

第12条 センターの施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失した者は、市長の指示するところにより原状に回復し、又は市に損害を賠償しなければならない。

(管理)

第13条 センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。ただし、宮古市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年宮古市条例第220号。以下「手続条例」という。）第2条の規定による申請がなかったとき若しくは申請があつても手続条例第3条第1項に規定する選定基準を満たすものがなかつた等の理由により指定管理者の指定ができなかつたとき又は手続条例第6条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消し、新たな指定管理者を指定するまでの間若しくは同項の規定により期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じている間は、この限りでない。

(指定管理者の業務)

第14条 前条本文の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 第1条に規定するセンターの設置の趣旨に資する事業の実施に関すること。
- (2) 許可に関すること。
- (3) 第5条の許可の取消し等に関すること。
- (4) 第16条の利用料金の決定等に関すること。
- (5) センターの施設及び設備の維持管理に関すること。
- (6) センターの清潔の保持その他環境整備に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項に関すること。

2 前項の場合における第3条、第5条及び第10条から第12条までの規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

(管理の基準)

第15条 指定管理者は、市長の承認なく規則で定めるセンターの休館日及び開館時間を変更してはならない。

2 指定管理者は、第5条各号のいずれかに該当する場合以外は、センターの利用を制限し、又は入館を拒んではならない。

3 指定管理者は、センターの管理に当たっては、善良な管理者の注意をもってこれを行わなければならない。

(利用料金)

第16条 指定管理者が管理するセンターの利用者は、指定管理者に対し、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。この場合において、第6条の使用料は、徴収しない。

2 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

3 利用料金は、地方自治法第244条の2第8項の規定に基づき、指定管理者の収入として收受させるものとする。

4 第7条及び第8条の規定は、利用料金に準用する。この場合において、これらの規定中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(補則)

第17条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第6条、第16条関係）

1 貸室及び交流ホール使用料

（単位：円）

区分	名称	1時間当たりの使用料	1時間当たりの 冷房料又は暖房料

貸室	会議室・実習室	100	220
	コミュニティ室	100	220
	交流室	100	220
	研修室	100	220
	大会議室	100	220
	和室1	100	220
	和室2	100	220
	多目的ホール	100	220
	格技場	110	210
交流ホール		110	220

備考

- 1 利用時間がやむを得ない理由によりあらかじめ許可された利用時間を超える場合は、あらかじめ許可された利用時間に係る使用料の額にその超える利用時間に係る使用料の額を加算した額を徴収する。この場合において、その超える利用時間に1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。
- 2 交流ホールの使用料は、占用して利用する場合に限り、徴収する。
- 2 附属設備使用料

(単位：円)

区分	1回当たりの使用料
浴室	210
シャワー	100

令和2年9月9日提出

宮古市長 山本正徳

理由

宮古市地域創生センターを設置しようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第12号

宮古市川井地域バス条例の一部を改正する条例

宮古市川井地域バス条例（平成21年宮古市条例第34号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前															
<u>宮古市地域バス条例</u>	<u>宮古市川井地域バス条例</u>															
(趣旨)	(趣旨)															
第1条 この条例は、 <u>新里地域及び川井地域</u> における交通を確保し、もって地域住民の福祉の増進に寄与することを目的として運行する <u>新里地域バス及び川井地域バス</u> （以下「 <u>地域バス</u> 」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。	第1条 この条例は、川井地域における交通を確保し、もって地域住民の福祉の増進に寄与することを目的として運行する <u>宮古市川井地域バス</u> （以下「 <u>川井地域バス</u> 」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。															
(運行路線)	(運行路線)															
第2条 地域バスの運行路線は、 <u>別表第1</u> のとおりとする。	第2条 川井地域バスの運行路線は、 <u>次の</u> とおりとする。															
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">路線名</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">始点</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">経由地点</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">終点</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">運行距離</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">小国線</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">陸中川井駅口</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">大仁田</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">新田</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;"><u>22.0キロメートル</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">小国線</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">陸中川井駅口</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">道又</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">新田</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;"><u>19.8キロメートル</u></td> </tr> </tbody> </table>	路線名	始点	経由地点	終点	運行距離	小国線	陸中川井駅口	大仁田	新田	<u>22.0キロメートル</u>	小国線	陸中川井駅口	道又	新田	<u>19.8キロメートル</u>
路線名	始点	経由地点	終点	運行距離												
小国線	陸中川井駅口	大仁田	新田	<u>22.0キロメートル</u>												
小国線	陸中川井駅口	道又	新田	<u>19.8キロメートル</u>												
(使用料)	(使用料)															
第3条 地域バスを利用しようとする者は、 <u>別表第2</u> に定めるところにより、使用料を納付しなければならない。	第3条 川井地域バスを使用しようとする者は、 <u>別表</u> に定めるところにより、使用料を納付しなければならない。															
備考 改正部分は、下線の部分である。																

別表を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

1 新里地域バス

路線名	始点	経由地点	終点	運行距離
和井内線	茂市駅	宮古市国民健康保険新里診療所	和井内戸塚	21.4キロメートル
刈屋線	茂市駅	宮古市国民健康保険新里診療所	刈屋北山	9.3キロメートル

墓目線	宮古市国民健康保険新里診療所	茂市駅	墓目二又	18.0キロメートル
腹帯循環線	新里総合事務所	腹帯	新里総合事務所	18.5キロメートル

2 川井地域バス

路線名	始点	経由地点	終点	運行距離
小国線	陸中川井駅口	大仁田	新田	22.0キロメートル
小国線	陸中川井駅口	道又	新田	19.8キロメートル

別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2(第3条関係)

1 普通使用料

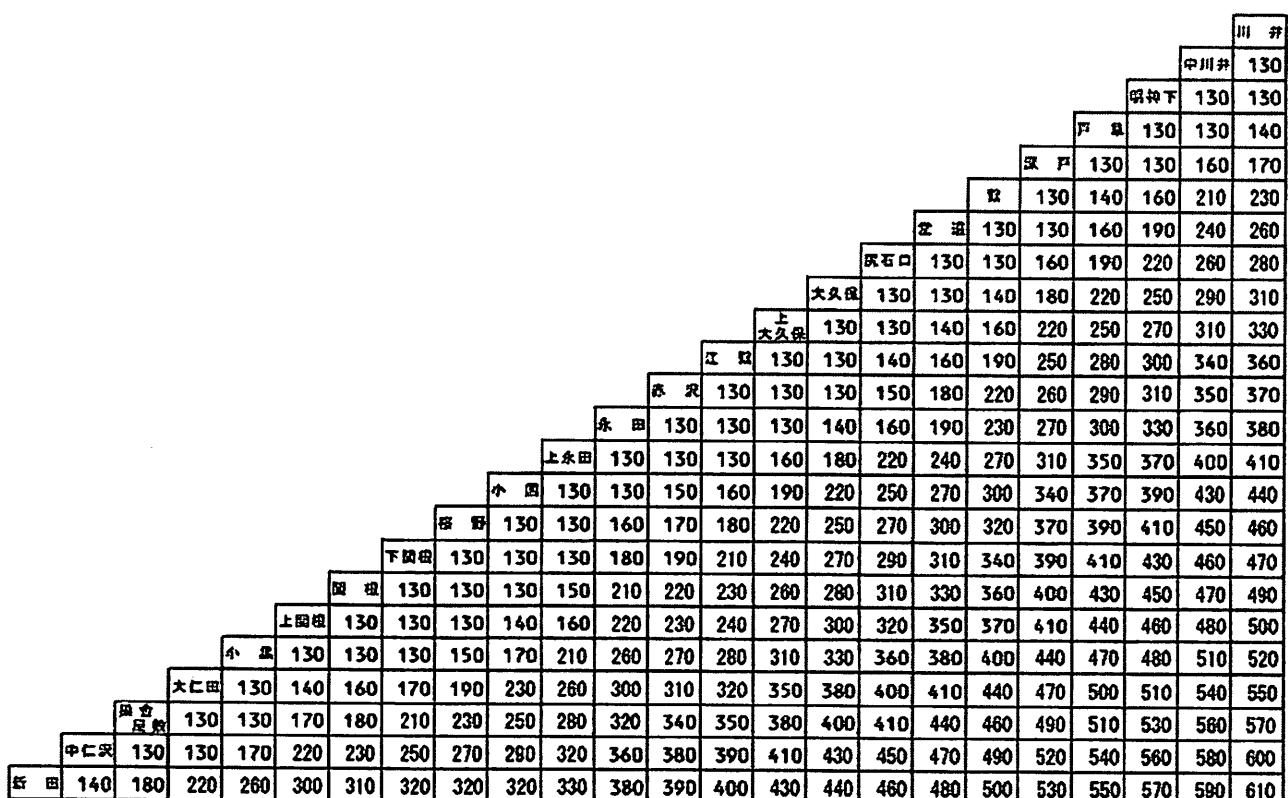
(1) 大人に係る使用料 大人(12歳以上の者をいう。以下同じ。)1人に係る使用料の額は、次のとおりとする。

ア 新里地域バス 100円

イ 川井地域バス

(ア) 小国線(大仁田経由)

(単位:円)



(イ) 小国線 (道又経由)

(単位: 円)

														川井
														中川井 130
														明神下 130 130
														戸草 130 130 140
														深戸 130 130 160 170
														繩 130 140 160 210 230
														堂道 130 130 160 190 240 260
														尻石口 130 130 160 190 220 260 280
														大久保 130 130 140 180 220 250 290 310
														上大久保 130 130 140 160 220 250 270 310 330
														江熊 130 130 140 160 190 250 280 300 340 360
														赤沢 130 130 130 150 180 220 260 290 310 350 370
														永田 130 130 130 140 160 180 230 270 300 330 360 380
														上永田 130 130 130 160 180 220 240 270 310 350 370 400 410
														小国 130 130 150 160 180 220 250 270 300 340 370 390 430 440
														高森 130 130 150 160 170 210 230 260 280 310 360 390 400 440 450
														下湯沢 130 130 130 160 170 190 220 250 270 300 330 370 400 410 450 460
														上湯沢 130 130 130 150 190 210 220 250 280 300 330 360 390 430 440 470 480
														荒田 130 130 130 140 160 220 230 240 270 300 320 350 370 410 440 460 480 500
														道又 130 130 130 140 160 180 240 250 260 290 310 340 360 380 430 450 470 500 510
														新田 210 230 250 280 290 320 330 380 380 400 430 440 460 480 500 530 550 570 590 610

(ウ) 小国線 (新田経由)

(単位: 円)

														新田
														通又 210
														荒田 130 230
														上湯沢 130 130 250
														下湯沢 130 130 130 280
														高森 130 130 130 140 290
														小国 130 130 130 140 160 320
														桜野 130 130 130 140 160 180 320
														下闇根 130 130 130 130 160 180 210 320
														闇根 130 130 130 140 150 180 210 230 310
														上闇根 130 130 130 140 150 160 190 220 240 300
														小黒 130 130 130 150 170 190 210 240 260 280 280 260 220
														大仁田 130 140 160 170 190 230 240 260 280 300 320 320 220
														葉金屋敷 130 130 170 180 210 230 250 270 280 310 330 330 180
														中仁沢 130 130 170 220 230 250 270 290 310 320 330 330 310 290 140
														新田 140 180 220 260 300 310 320 320 290 280 250 230 210 一

(2) 小児に係る使用料 小児(6歳以上12歳未満の者をいう。以下同じ。)1人に係る使用料の額は、大人1人に係る使用料の額の2分の1に相当する額とする。

(3) 幼児に係る使用料 幼児（6歳未満の者をいう。以下同じ。）に係る使用料は、無料とする。ただし、次のア又はイに該当するときは、小児に係る使用料と同額の使用料とする。

ア 幼児だけで乗車するとき。

イ 大人1人について2人を超えて随伴されて乗車するときの2人を超えた者であるとき。

2 通勤定期使用料（川井地域バスに限る。） 通勤定期は、1箇月定期及び3箇月定期とし、その額は、次に定めるとおりとする。

(1) 1箇月定期 普通使用料の額に50を乗じて得た額の100分の75に相当する額

(2) 3箇月定期 普通使用料の額に150を乗じて得た額の100分の70に相当する額

3 通学定期使用料（川井地域バスに限る。） 通学定期は、1箇月定期及び3箇月定期とし、その額は、次に定めるとおりとする。

(1) 15キロまでの場合

ア 1箇月定期 普通使用料の額に50を乗じて得た額の100分の60に相当する額

イ 3箇月定期 普通使用料の額に150を乗じて得た額の100分の55に相当する額

(2) 15キロを超える場合

ア 1箇月定期 普通使用料の額に50を乗じて得た額の100分の60に15キロを超える部分について100分の20を乗じて得た額を加算した額

イ 3箇月定期 普通使用料の額に150を乗じて得た額の100分の55に相当する額に15キロを超える部分について100分の20を乗じて得た額を加算した額の100分の95に相当する額

4 回数使用料 回数使用料の額は、次に定めるとおりとする。

(1) 新里地域バス 回数使用料は12回数とし、普通使用料の額に10を乗じて得た額に相当する額

(2) 川井地域バス 回数使用料は11回数とし、普通使用料の額に10を乗じて得た額に相当する額

5 手回品に係る使用料 手回品であって、総容積が0.025立方メートル以上のもの又は重量が10キログラム以上のものに係る使用料の額は、1個につき、小児に係る普通使用料の額に相当する額とする。

6 この表により算出した使用料の額に10円未満の端数があるときは、その端数を10円に切り上げる。

附 則

この条例は、令和2年10月12日から施行する。

令和2年9月9日提出

宮古市長 山本正徳

理由

新里地域における交通を確保するため、新里地域バスを運行しようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第13号

宮古市乳幼児、小中学生、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例

宮古市乳幼児、小中学生、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例（平成17年宮古市条例第87号）の一部を改正する。

改正後	改正前
<p><u>宮古市子ども等医療費給付条例</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>子ども、妊産婦、重度心身障害者、ひとり親家庭等の者及び寡婦等</u>に対して、医療費の一部を給付し、適正な医療を確保することにより、これらの者の心身の健康を保持するとともに、生活の安定を図り、<u>もって福祉の増進に資すること</u>を目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>子ども</u> 出生の日から<u>18歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) <u>重度心身障害者</u> 次の各号のいずれかに該当したこととなった日の属する月の初日から該当しなくなった日の属する月の末日までの者 ア～ウ [略] エ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）<u>第12条</u>に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所において重度の知的障害があると判定された者 オ [略]</p>	<p><u>宮古市乳幼児、小中学生、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>乳幼児、小中学生、妊産婦及び重度心身障害者</u>に対して、医療費の一部を給付し、適正な医療を確保することにより、これらの者の心身の健康を保持するとともに、生活の安定を図り、福祉の増進に資することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>乳幼児</u> 出生の日から<u>6歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（<u>重度心身障害者</u>（第4号に規定する重度心身障害者をいう。次号において同じ。）及びひとり親家庭の児童（宮古市ひとり親家庭等医療費給付規則（平成17年宮古市規則第8号）第3条第1項第1号及び第2号に規定する児童をいう。次号において同じ。）を除く。）</p> <p>(2) <u>小中学生</u> <u>6歳</u>に達する日以後の最初の4月1日から<u>15歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（<u>重度心身障害者</u>及び<u>ひとり親家庭の児童</u>を除く。）</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) <u>重度心身障害者</u> 次の各号のいずれかに該当したこととなった日の属する月の初日から該当しなくなった日の属する月の末日までの者 ア～ウ [略] エ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）<u>第15条</u>に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所において重度の知的障害があると判定された者 オ [略]</p>

(4) ひとり親家庭等の者 次のいずれかに該当することとなった日の属する月の初日から該当しなくなつた日の属する月の末日までの者

ア 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下この号及び次号において「法」という。）第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子で、子どもを扶養しているもの及びその者の扶養を受けている子ども

イ 法附則第3条に規定する父母のない児童に該当する子ども

(5) 寡婦等 次のいずれかに該当することとなった日の属する月の初日から該当しなくなつた日の属する月の末日までの者

ア 法第6条第4項に規定する寡婦であつて70歳未満のもの

イ 20歳に満たない者（子どもを除く。）を扶養している法第6条第1項に規定する配偶者のない女子であつて70歳未満のもの

(6) 保護者 親権を行う者、後見人その他の者で、子ども、妊産婦又は重度心身障害者を監護しているもの

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

（受給者）

第3条 受給者は、子ども、妊産婦、重度心身障害者、ひとり親家庭等の者又は寡婦等であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 宮古市に住所を有する医療保険各法に規定する被保険者、組合員、加入者又は被扶養者であるもの。ただし、宮古市以外の市区町村が行う国民健康保険の被保険者及び岩手県後期高齢者医療広域連合以外の後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者であるものを除く。

(2) 宮古市に住所を有しない者であつて次のいずれかに該当するもの

ア 国民健康保険法第116条又は第116条の2の規定により宮古市が行う国民健康保険の被保険者であること及び高齢者の医療の確保に関する法律第55条又は第55条の

(5) 保護者 親権を行う者、後見人その他の者で、現に次条に規定する受給者を監護しているもの

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

（受給者）

第3条 受給者は、乳幼児、小中学生、妊産婦及び重度心身障害者であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 宮古市に住所を有する医療保険各法に規定する被保険者、組合員、加入者又は被扶養者であるもの。ただし、宮古市以外の市区町村が行う国民健康保険の被保険者及び岩手県後期高齢者医療広域連合以外の後期高齢者医療広域連合が行う被保険者であるものを除く。

(2) 宮古市に住所を有しない者で、国民健康保険法第116条又は第116条の2の規定により宮古市が行う国民健康保険の被保険者であること及び高齢者の医療の確保に関する法律第55条又は第55条の

者であるもの

イ 高齢者の医療の確保に関する法律第55条又は
第55条の2の規定により岩手県後期高齢者医療
広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者であつ
て、宮古市に住所を有していたと認められるもの

(受給者の制限)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれか
に該当する者は、受給者から除くものとする。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に
による保護を受けている者

(2) 寡婦等であって、受給者又は受給者と同一の生計
を営む世帯員（以下「同一世帯員」という。）のいず
れかに地方税法（昭和25年法律第226号）の規定
による当該年度分の市町村民税（同一世帯員にあつ
ては市町村民税のうち同法第292条第1項第1号
に規定する均等割を除く。）が課されているもの

(3) 法令、条例又は保険者の定款等により医療費の全
額の給付を受けることができる者

(給付の額)

第5条 給付の額は、受給者に係る医療費について、医療
機関等の診療報酬明細書（訪問看護療養費明細書を含
む。）又は医療保険各法に定める療養費支給申請書ごと
に、医療保険各法その他医療に関する法令等の規定に
より受給者が負担すべき額（国又は地方公共団体の負
担により給付される額を除く。以下「受給者負担額」と
いう。）から、入院外に係る医療費については1,500
円、入院に係る医療費については5,000円を控除し
た額に相当する額とする。ただし、医療保険各法の規定
により同一世帯員と一部負担金等を合算することによ
り高額療養費及び高額介護合算療養費（以下「高額療養
費等」という。）が算定される場合においては、受給者
負担額は、当該合算した額から高額療養費等を控除し
た額を一部負担金等の額に応じて按分することにより
算定した額とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該
当する場合の給付の額は、受給者負担額に相当する額
とする。

(1) 受給者が子どもである場合

2の規定により岩手県後期高齢者医療広域連合が行
う被保険者であって宮古市に住所を有していたと認
められるものであること。

(給付の額)

第4条 給付の額は、受給者に係る医療費について、医療
機関等の診療報酬明細書（訪問看護療養費明細書を含
む。）又は医療保険各法に定める療養費支給申請書ごと
に、医療保険各法その他医療に関する法令等の規定に
より受給者が負担すべき額（国又は地方公共団体の負
担により給付される額を除く。以下「受給者負担額」と
いう。）から、入院外に係る医療費については1,500
円、入院に係る医療費については5,000円を控除し
た額に相当する額とする。ただし、医療保険各法の規定
により当該受給者以外のものと一部負担金等を合算す
ることにより高額療養費及び高額介護合算療養費（以
下「高額療養費等」という。）が算定される場合におい
ては、受給者負担額は、当該合算した額から高額療養
費等を控除した額を一部負担金等の額に応じて案分す
ことにより算定した額とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該
当する場合の給付の額は、受給者負担額に相当する額
とする。

(1) 受給者が出生の日から15歳に達する日以後の最
初の3月31日までの間にある場合

<p><u>(2) 受給者が妊産婦である場合</u></p> <p><u>(3) 受給者及びその者の生計を主として維持している者</u>（受給者が寡婦等である場合は、同一世帯員）が、地方税法の規定による当該年度分の市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合</p> <p>3 [略]</p> <p><u>第6条</u> [略]</p> <p><u>第7条</u> [略]</p> <p><u>第8条</u> [略]</p> <p><u>第9条</u> [略]</p> <p><u>第10条</u> [略] (給付の決定)</p> <p><u>第11条</u> 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、適當と認めたときは、<u>第5条</u>の規定による額を当該受給者等に給付するものとする。 (現物給付による助成)</p> <p><u>第12条</u> 市長は、前2条の規定にかかわらず、受給者のうち次の各号のいずれかに該当する者に対し、<u>第5条</u>の規定による額を給付せず、医療の現物給付を行うことができる。</p> <p><u>(1) 子ども</u></p> <p><u>(2) [略]</u></p> <p><u>第13条</u> [略]</p> <p><u>第14条</u> [略]</p> <p><u>第15条</u> [略]</p> <p><u>第16条</u> [略]</p> <p><u>第17条</u> [略]</p>	<p><u>(2) 受給者及びその者の生計を主として維持している者</u>が、<u>地方税法</u>（昭和25年法律第226号）の規定による当該年度分の市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合</p> <p>3 [略]</p> <p><u>第5条</u> [略]</p> <p><u>第6条</u> [略]</p> <p><u>第7条</u> [略]</p> <p><u>第8条</u> [略]</p> <p><u>第9条</u> [略] (給付の決定)</p> <p><u>第10条</u> 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、適當と認めたときは、<u>第4条</u>の規定による額を当該受給者等に給付するものとする。 (現物給付による助成)</p> <p><u>第11条</u> 市長は、前2条の規定にかかわらず、受給者のうち次の各号のいずれかに該当する者に対し、<u>第4条</u>の規定による額を給付せず、医療の現物給付を行うことができる。</p> <p><u>(1) 出生の日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者</u></p> <p><u>(2) [略]</u></p> <p><u>第12条</u> [略]</p> <p><u>第13条</u> [略]</p> <p><u>第14条</u> [略]</p> <p><u>第15条</u> [略]</p> <p><u>第16条</u> [略]</p>
--	--

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和3年4月1日から施行する。
(宮古市乳幼児、小中学生、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例の一部改正に伴う経過措置)
- この条例による改正後の宮古市子ども等医療費給付条例の規定は、この条例の施行の

日（以下「施行日」という。）以後の受療について適用し、施行日前の受療については、なお従前の例による。

（宮古市福祉医療資金貸付基金条例の一部改正）

3 宮古市福祉医療資金貸付基金条例（平成17年宮古市条例第60号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（貸付対象）</p> <p>第3条 資金は、<u>宮古市子ども等医療費給付条例（平成17年宮古市条例第87号）</u>による医療費給付事業の受給者等に対して貸し付けるものとする。</p>	<p>（貸付対象）</p> <p>第3条 資金は、<u>市が行う次の医療費給付事業の受給者等に対して貸し付けるものとする。</u></p> <p>（1）<u>宮古市乳幼児、小中学生、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例（平成17年宮古市条例第87号）</u>による医療費給付事業</p> <p>（2）<u>宮古市ひとり親家庭等医療費給付規則（平成17年宮古市規則第88号）</u>による医療費給付事業</p> <p>（3）<u>宮古市寡婦等医療費給付規則（平成17年宮古市規則第89号）</u>による医療費給付事業</p>
<p>（貸付金額）</p> <p>第4条 資金の貸付金額は、<u>宮古市子ども等医療費給付条例の規定により給付される額に相当する額の範囲内において、市長が定める。</u></p>	<p>（貸付金額）</p> <p>第4条 資金の貸付金額は、<u>前条各号に掲げるそれぞれの条例又は規則の規定によりそれぞれ給付される額に相当する額の範囲内において、市長が定める。</u></p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

（宮古市福祉医療資金貸付基金条例の一部改正に伴う経過措置）

4 前項の規定による改正後の宮古市福祉医療資金貸付基金条例の規定は、施行日以後の受療に係る資金の貸付けについて適用し、施行日前の受療に係る資金の貸付けについては、なお従前の例による。

（宮古市個人番号の利用に関する条例の一部改正）

5 宮古市個人番号の利用に関する条例（平成27年宮古市条例第36号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（個人番号の利用範囲等）</p> <p>第3条 法第9条第2項の条例で定める事務は、<u>市長が行う宮古市子ども等医療費給付条例（平成17年宮古市条例第87号）</u>の規定による医療費の給付に関する事務であって規則で定めるものとする。</p> <p>2 <u>市長は、宮古市子ども等医療費給付条例の規定による医療費の給付に関する事務であって規則で定めるものを</u>処理するために必要な限度で、<u>地方税関係情報、障害者関係情報、児童扶養手当関係情報、生活保護関係情</u></p>	<p>（個人番号の利用範囲等）</p> <p>第3条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務とする。</p> <p>2 別表第2の左欄に掲げる執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定に</p>

報又は医療保険給付関係情報に係る特定個人情報のうち規則で定めるものであって市長が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3・4 [略]

より、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3・4 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

別表第1及び別表第2を削る。

令和2年9月9日提出

宮古市長 山本正徳

理由

医療費給付事業における子どもの対象年齢の拡大及び妊産婦の医療費自己負担の廃止をするとともに、ひとり親家庭等の者及び寡婦等に対する医療費給付事業を統合するため、所要の改正をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第14号

宮古市学校施設設備基金条例の一部を改正する条例

宮古市学校施設設備基金条例（平成17年宮古市条例第65号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表第2（第2条、第8条関係）			別表第2（第2条、第8条関係）		
学校林		学校名	学校林		学校名
所在	面積 平方メー トル		所在	面積 平方メー トル	
宮古市千徳第28地割33番の1	10,423.14	千徳小学校 宮古西中学校	宮古市千徳第28地割33番の1	10,423.14	千徳小学校 宮古西中学校
宮古市重茂第2地割153番	9,619.83	重茂中学校	宮古市田代第5地割163番の1	2,571.90	亀岳小学校
			宮古市田代第5地割163番の2	2,783.47	亀岳小学校
			宮古市田代第5地割177番4	4,942.00	亀岳小学校
			宮古市田代第5地割169番2	8,684.29	亀岳小学校
			宮古市田代第5地割181番の1	4,383.47	亀岳小学校
			宮古市田代第5地割183番3	2,085.95	亀岳小学校
			宮古市田代第5地割183番5	2,862.80	亀岳小学校
			宮古市田代第5地割183番6	1,420.00	亀岳小学校
			宮古市田代第5地割183番15	1,799.00	亀岳小学校
			宮古市重茂第2地割153番	9,619.83	重茂中学校

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年9月9日提出

宮古市長 山本正徳

理由

亀岳小学校の学校林を処分したことから、当該学校林を廃止しようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第15号

宮古市立学校条例の一部を改正する条例

宮古市立学校条例（平成17年宮古市条例第182号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
(小学校)		(小学校)	
第2条 小学校を次のとおり設置する。		第2条 小学校を次のとおり設置する。	
名称	位置	名称	位置
[略]		[略]	
宮古市立高浜小学校	宮古市高浜四丁目7番22号	宮古市立高浜小学校	宮古市高浜四丁目7番22号
宮古市立花輪小学校	宮古市花輪第4地割26番地	宮古市立龟岳小学校	宮古市田代第16地割14番地
[略]		宮古市立花輪小学校	宮古市花輪第4地割26番地
[略]		[略]	

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和3年4月1日から施行する。
(宮古市立学校給食共同調理場条例の一部改正)
- 宮古市立学校給食共同調理場条例（平成17年宮古市条例第184号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表（第3条関係）		別表（第3条関係）	
区分	学校給食の実施の対象となる学校	区分	学校給食の実施の対象となる学校
[略]		[略]	
宮古市立学校田老給食センター	宮古市立鍬ヶ崎小学校 宮古市立崎山小学校	宮古市立学校田老給食センター	宮古市立鍬ヶ崎小学校 宮古市立龟岳小学校 宮古市立崎山小学校
[略]		[略]	
[略]		[略]	

備考 改正部分は、下線の部分である。

令和2年9月9日提出

宮古市長 山本正徳

理由

宮古市立龟岳小学校を廃止し、宮古市立山口小学校に統合しようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第16号

宮古市教育研究所設置条例の一部を改正する条例

宮古市教育研究所設置条例（平成17年宮古市条例第180号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前								
(設置) 第2条 教育研究所を次のとおり設置する。 <table border="1"><thead><tr><th>名 称</th><th>設 置 場 所</th></tr></thead><tbody><tr><td>宮古市教育研究 所</td><td>宮古市<u>小山田二丁目1番1-1</u> 号</td></tr></tbody></table>	名 称	設 置 場 所	宮古市教育研究 所	宮古市 <u>小山田二丁目1番1-1</u> 号	(設置) 第2条 教育研究所を次のとおり設置する。 <table border="1"><thead><tr><th>名 称</th><th>設 置 場 所</th></tr></thead><tbody><tr><td>宮古市教育研究 所</td><td>宮古市<u>茂市第2地割112番地</u> 1</td></tr></tbody></table>	名 称	設 置 場 所	宮古市教育研究 所	宮古市 <u>茂市第2地割112番地</u> 1
名 称	設 置 場 所								
宮古市教育研究 所	宮古市 <u>小山田二丁目1番1-1</u> 号								
名 称	設 置 場 所								
宮古市教育研究 所	宮古市 <u>茂市第2地割112番地</u> 1								
備考 改正部分は、下線の部分である。									

附 則

この条例は、令和2年10月1日から施行する。

令和2年9月9日提出

宮古市長 山本正徳

理由

宮古市教育研究所の移転に伴い、当該研究所の設置場所を変更しようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第17号

高浜地区道路整備（その1）工事の請負契約の締結に関する議決の変更に關し
議決を求めることについて

令和元年9月24日に議会の議決を経た高浜地区道路整備（その1）工事の請負契約の
締結に關し、その一部を次のとおり変更するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）
第96条第1項第5号及び宮古市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に
關する条例（平成17年宮古市条例第52号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

契約金額中「335,720,000円」を「356,110,700円」に改める。

令和2年9月9日提出

宮古市長 山本正徳

理由

現場精査による設計変更に伴い、契約金額を変更しようとするものである。これが、こ
の議案を提出する理由である。

参考資料

変更の概要

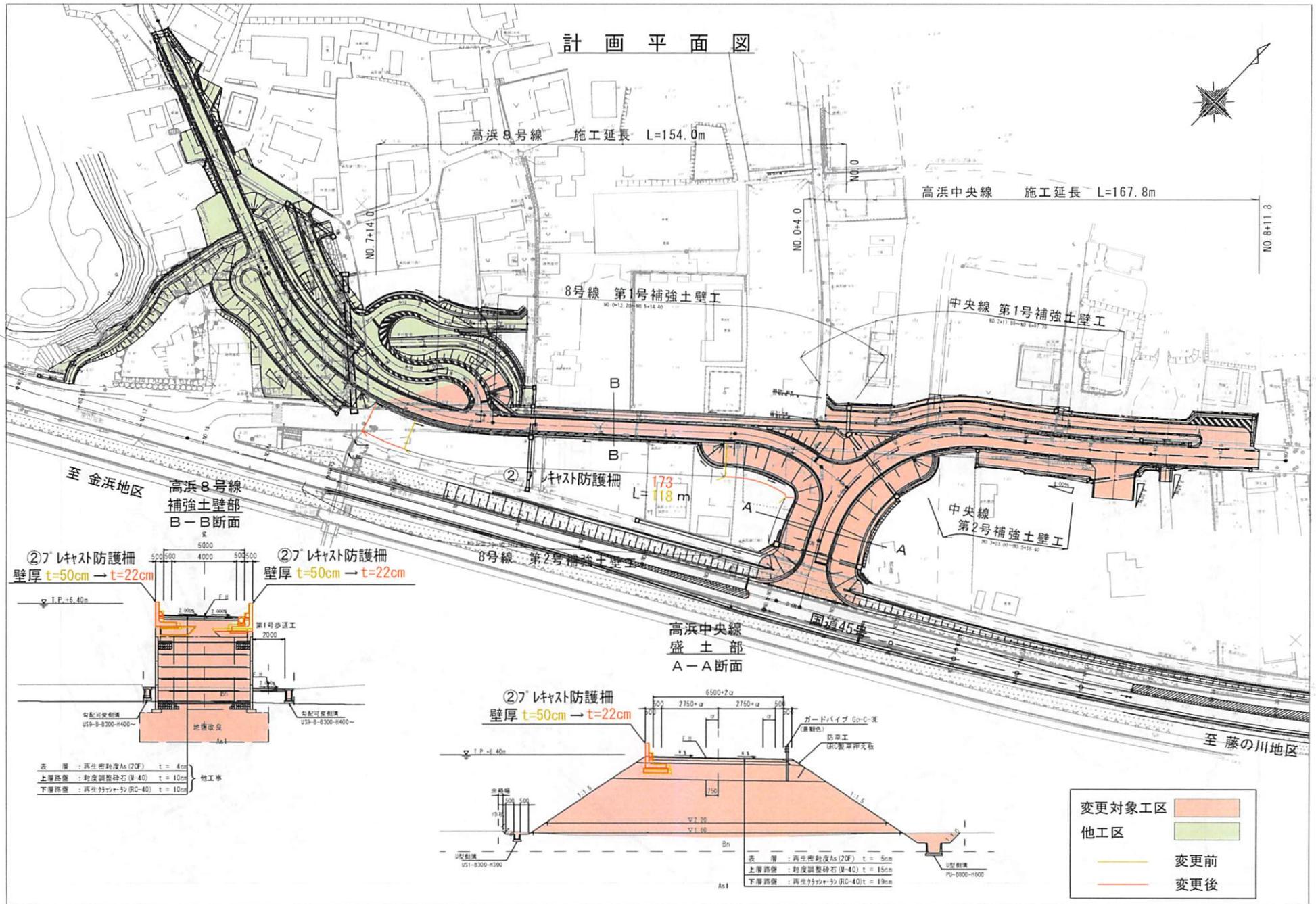
- 1 工事名 高浜地区道路整備（その1）工事
2 工事場所 宮古市高浜四丁目地内
3 工期 変更前 令和元年9月25日から令和2年12月29日まで
変更後 令和元年9月25日から令和3年3月20日まで
4 請負者 住所 宮古市宮町一丁目3番5号
名称 陸中建設株式会社
代表取締役 伊藤 峻

5 変更内容

- (1) 地盤改良工において、掘削時の地下水位が高く、かつ、水量が多いことから、地下水の影響を受けにくい中層混合処理（パワーブレンダー攪拌）による工法に変更するもの。
- (2) プレキャスト防護柵工において、製品の規格を変更するもの。

変更内容	変更前数量	変更後数量	増減	変更金額
地盤改良工 (安定処理・バックホウ混合)	1,704 m ²	0 m ²	△1,704 m ²	△8,986,750 円
地盤改良工 (中層混合処理・パワーブレンダー攪拌)	0 m ²	1,704 m ²	1,704 m ²	17,949,012 円
プレキャスト防護柵工 (壁厚 t=50cm)	118m	0m	△118m	△15,732,211 円
プレキャスト防護柵工 (壁厚 t=22cm)	0m	173m	173m	14,912,148 円
その他現場精査				2,063,401 円
諸経費				8,331,400 円
小計				18,537,000 円
消費税				1,853,700 円
合計				20,390,700 円





議案第18号

崎山松月線道路改良工事の請負契約の締結に関し議決を求めるについて

崎山松月線道路改良工事の請負に関し、次のとおり契約を締結するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号及び宮古市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成17年宮古市条例第52号)第2条の規定により、議会の議決を求める。

- 1 工事名 崎山松月線道路改良工事
- 2 工事場所 宮古市崎山第5地割地内
- 3 契約金額 159,500,000円
- 4 請負者 住所 宮古市山口二丁目24番地1
名称 蒲野建設株式会社宮古営業所
所長 玉川 政治

令和2年9月9日提出

宮古市長 山本正徳

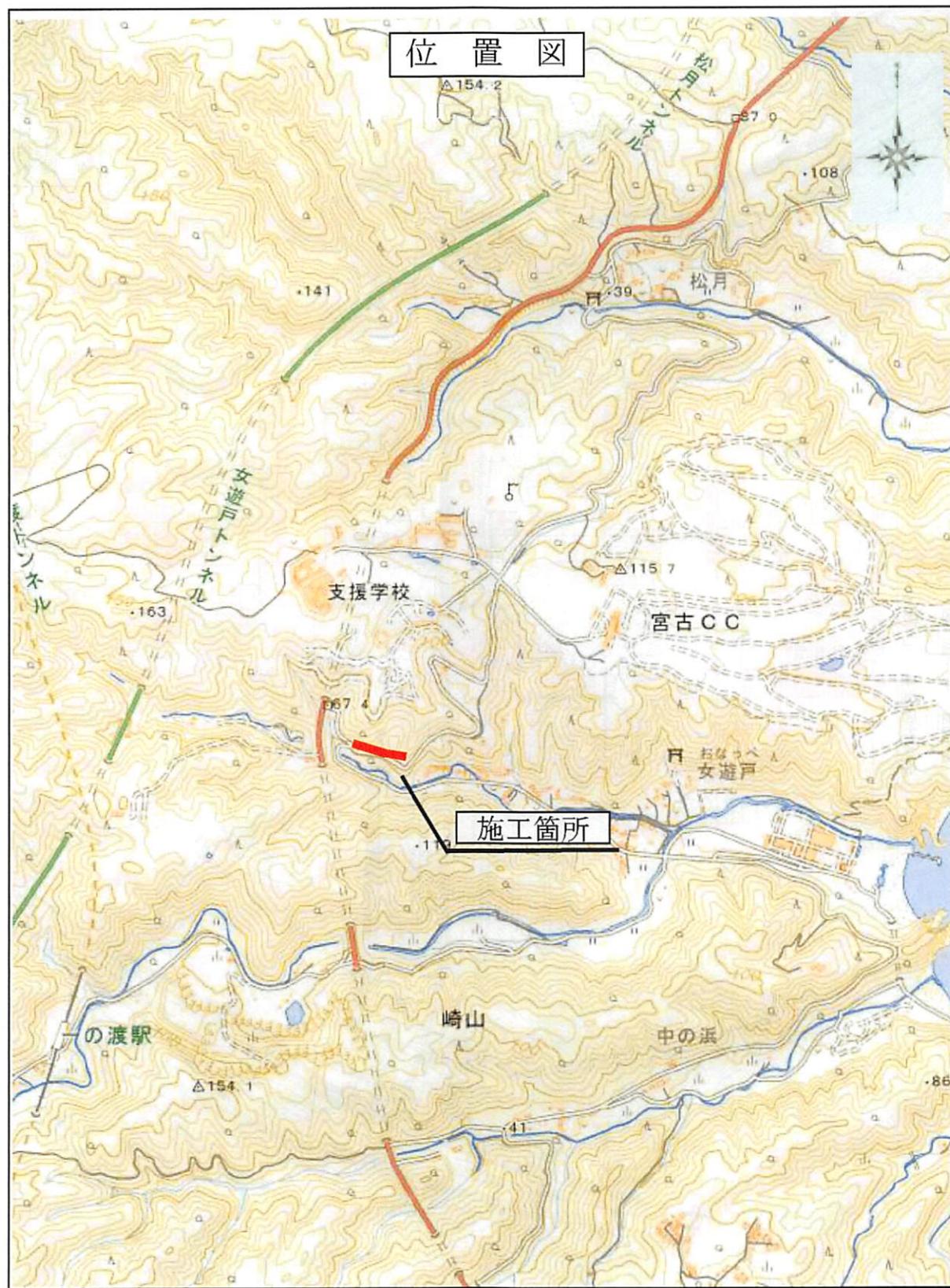
理由

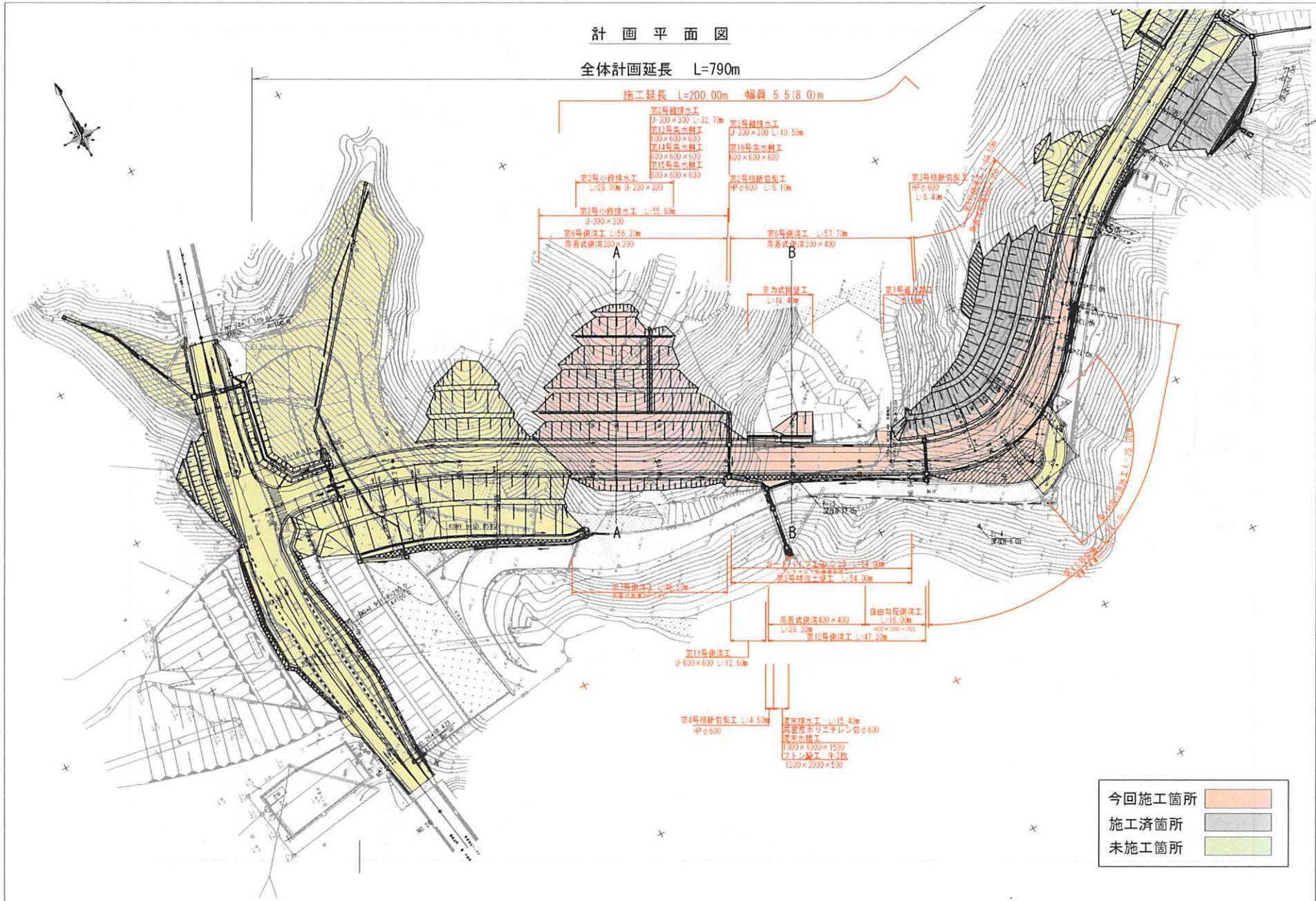
崎山松月線道路改良工事の請負契約を締結しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

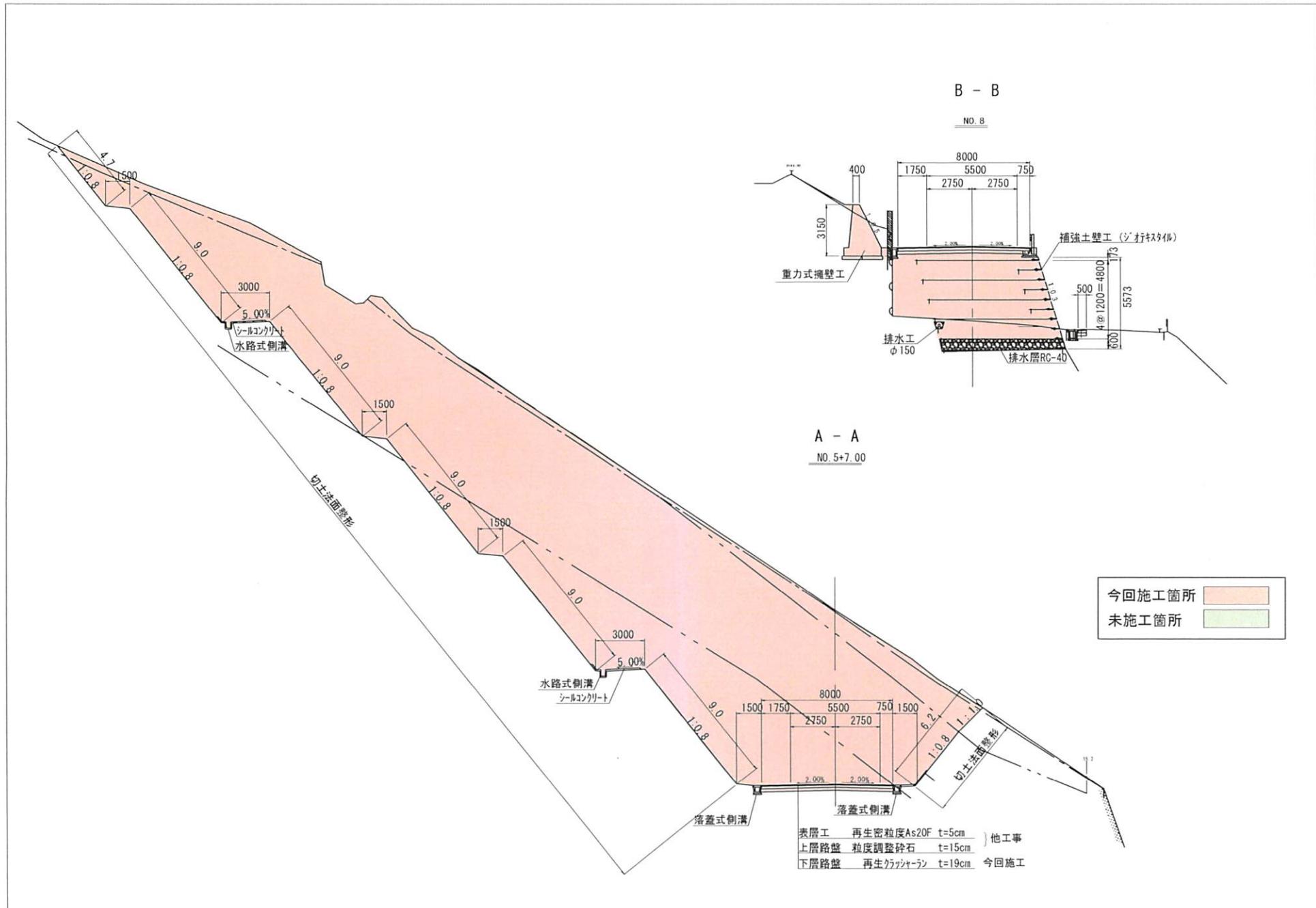
参考資料

工事の概要

1 工事名	崎山松月線道路改良工事
2 工事場所	宮古市崎山第5地割地内
3 工期	令和2年9月19日から令和3年9月19日まで
4 主な工事内容	
(1) 施工延長	L = 200m
(2) 堀削工	V = 18, 810 m ³
(3) 残土処理工	V = 17, 040 m ³
(4) 重力式擁壁工	V = 84 m ³
(5) 補強土壁工	A = 205 m ²
(6) 側溝工	L = 384m
(7) 管渠工	L = 21m
(8) 排水工	L = 131m
(9) 下層路盤工	A = 2, 470 m ²
(10) 防護柵工	L = 52m
(11) 仮設工	N = 一式







議案第19号

財産の処分に関し議決を求めるについて

次のとおり財産を処分するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

1 処分する目的

宮古市消防団第32分団消防屯所の用に供していた建物について、地権者への土地の返還に併せて解体する予定であった当該建物を譲渡することにより、財政負担の軽減を図るため。

2 処分する財産

所在地	種別	構造	床面積
宮古市田老子上摂待3 5番地1	建物	木造平屋 長尺カラー鉄板瓦棒葺	59.61 m ²

3 処分の方法

無償譲渡

4 処分の相手方

住所 宮古市田老子摂待34番地1

氏名 佐々木 雄心

令和2年9月9日提出

宮古市長 山本正徳

理由

宮古市消防団第32分団消防屯所の用に供していた建物を無償譲渡しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

議案第20号

損害賠償請求に係る和解に関し議決を求めるについて

次のとおり和解をするため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

1 和解の相手方

住所 東京都千代田区内幸町一丁目1番3号
名称 東京電力ホールディングス株式会社

2 和解の内容

- (1) 宮古市と相手方は、宮古市が原子力損害賠償紛争解決センターに対し、平成28年3月30日付けであっせんの申立てを行った件について和解することとし、それ以外の部分については、この和解の効力が及ばないことを相互に確認する。
- (2) 相手方は、宮古市に対し、損害賠償金として、340万円の支払義務があることを認める。
- (3) 相手方は、宮古市が記名押印した和解契約書を受領した後、その日の翌日から14日以内に宮古市に対し、損害賠償金を支払う。
- (4) (2)に定める額を超える部分については、この和解の効力が及ばず、宮古市が相手方に対し、別途損害賠償請求することを妨げない。
- (5) (2)に定める額に係る遅延損害金について宮古市は、相手方に対し、別途請求しない。
- (6) この和解に関する手続の費用は、各自の負担とする。

3 事案の内容

平成23年3月11日に発生した東京電力福島原子力発電所事故に係る放射性物質による影響対策に宮古市が要した費用のうち、平成27年3月31日までに発生したものについて、相手方が当該費用に係る損害賠償請求に応じないため、原子力損害賠償紛争解決センターに対しあっせんの申立てを行ったところ、同センターから和解案の提示があったものである。

令和2年9月9日提出

宮古市長 山本正徳

理由

東京電力福島原子力発電所事故による損害賠償請求に係る和解をしようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

参考資料

1 損害賠償請求額、申立ての状況等

単位：円

	請求額 (A)	受領済額 (B)	紛争解決センター申立状況			和解成立の場 合受領見込額 (E)=(B)+(D)
			申立額 (C)	和解額 (D)	和解額 の割合	
平成23・24年度分 (第1次～第4次)	37,659,687	1,254,125	8,708,367	4,763,000	54.7%	6,017,125
平成25・26年度分 (第5次～第7次)	5,083,699	0	5,083,699	3,400,000	66.9%	3,400,000
平成27年度分 (第8次)	3,033,331	0	東京電力ホールディングス株式会社と直接交渉中			
計	45,776,717	1,254,125				

2 あっせん申立額及び和解案の内容

単位：円

区分	人件費	測定経費	その他	合 計
第5次請求分	0	1,654,485	0	1,654,485
第6次請求分	545,594	204,750	0	750,344
第7次請求分	997,234	1,403,136	278,500	2,678,870
①申立額計	1,542,828	3,262,371	278,500	5,083,699
②和解案	500,000	2,900,000	0	3,400,000
差額(②-①)	△1,042,828	△362,371	△278,500	△1,683,699

議案第21号

公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めるについて

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

1 施設の名称

宮古市津軽石保育所

2 指定管理者の名称

社会福祉法人慈愛会

3 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

令和2年9月9日提出

宮古市長 山本正徳

理由

宮古市津軽石保育所の指定管理者を指定しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

議案第22号

市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止したいので、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

宮古地区 路線番号	路線名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
439	千徳中町支線	宮古市千徳第6地割26番地先 宮古市千徳第16地割16番6地先(右)	

田老地区 路線番号	路線名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
133	兄形1号線	宮古市田老子小林50番3地先 宮古市田老子小林117番2地先	
135	兄形3号線	宮古市田老子小林84番1地先 宮古市田老子小林83番1地先	

令和2年9月9日提出

宮古市長 山本正徳

理由

市道路線を廃止しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

参考資料

位置図



廃止図面

路線番号：439
路線名：千徳中町支線
延長：194.7m
幅員：1.7m～4.5m
起点 宮古市千徳第6地割26番地先
終点 宮古市千徳第16地割16番6地先（右）

S=1 : 2,000

位置図



廃止図面

路線番号：5-135
路線名：兄形3号線
延長：101.0m
幅員：1.6m～4.0m
起点 宮古市田老子小林84番1地先
終点 宮古市田老子小林83番1地先

路線番号：5-133
路線名：兄形1号線
延長：527.9m
幅員：5.2m～6.7m
起点 宮古市田老子小林50番3地先
終点 宮古市田老子小林117番2地先

S=1 : 3,000

議案第23号

市道路線の認定について

次のとおり市道路線として認定したいので、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

宮古地区 路線番号	路線名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
439	千徳中町支線	宮古市千徳町26番地先	
		宮古市千徳町358番5地先	
917	千徳中町2号支線	宮古市千徳町314番1地先	
		宮古市千徳町318番3地先	

田老地区 路線番号	路線名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
133	兄形1号線	宮古市田老子小林45番1地先	
		宮古市田老子小林81番3地先	
135	兄形3号線	宮古市田老子小林91番2地先	
		宮古市田老子小林94番3地先	
253	兄形5号線	宮古市田老子小林91番8地先	
		宮古市田老子小林116番2地先	

令和2年9月9日提出

宮古市長 山本正徳

理由

市道路線として認定しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

参考資料

位置図



認定図面

三陸沿岸道路

路線番号：917
路線名：千徳中町2号支線
延長：45.7m
幅員：5.6m～20.3m
起点：宮古市千徳町314番1地先
終点：宮古市千徳町318番3地先

路線番号：439
路線名：千徳中町支線
延長：268.7m
幅員：2.6m～21.3m
起点：宮古市千徳町26番地先
終点：宮古市千徳町358番5地先

S=1 : 2,000

位置図



市道名
兄形 1号線
兄形 3号線
兄形 5号線

位置：宮古市田老字小林地内

S=1 : 20,000

電子国土基本図（国土地理院）を加工して作成

認定図面

路線番号：5-135
路線名：兄形3号線
延長：138.5m
幅員：5.3m～21.1m
起点：宮古市田老子小林91番2地先
終点：宮古市田老子小林94番3地先

路線番号：5-133
路線名：兄形1号線
延長：239.8m
幅員：5.2m～27.2m
起点：宮古市田老子小林45番1地先
終点：宮古市田老子小林81番3地先

路線番号：5-253
路線名：兄形5号線
延長：204.7m
幅員：5.2m～19.0m
起点：宮古市田老子小林91番8地先
終点：宮古市田老子小林116番2地先

S=1 : 3,000